

# 第1章

## 国際的な知的財産制度の動向

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、我が国企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において制度・運用等の調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対しては、知財専門家の派遣や研修の提供などを通じて、知的財産制度の整備を支援するなど、グローバルな知的財産環境の構築を目指している。

### 1. 出願動向の変化とグローバル化

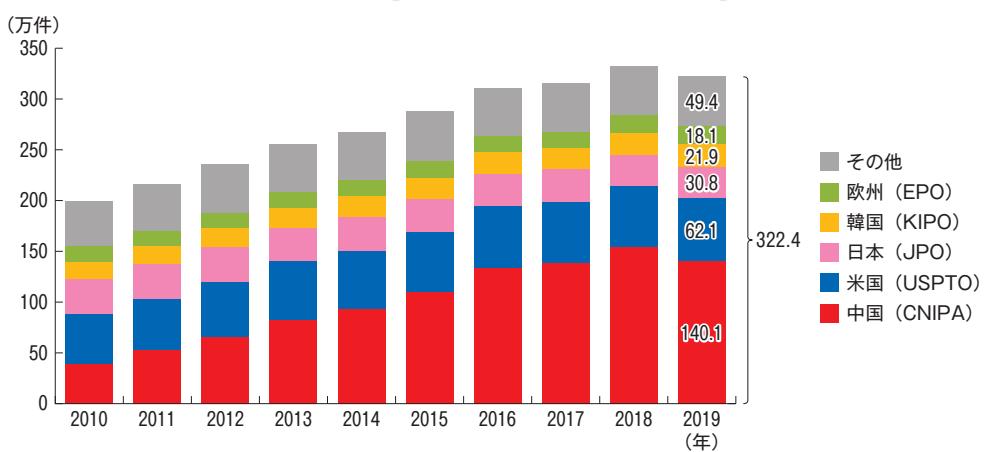
世界の特許出願件数は2010年から2019年までの10年間で1.6倍となっている [3-1-1図]。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2010年から2019年までの10年間で約3.5倍となっている。2019年における中国の出願件数は世界の出願件数の約43%を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2019年の特許出願件数は約193万件であり、世界の特許出願件数約322万件の6割を占めるまでとなつた。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の約7割という圧倒的な割合を占めている [3-1-2図]。

商標分野でも、中国の伸びが著しく、出願区分数では783万件となった（中国は出願件数での数値を公表していない）。中国以外の全体の出願件数は前年比2.7%減となっている [3-1-3図]。

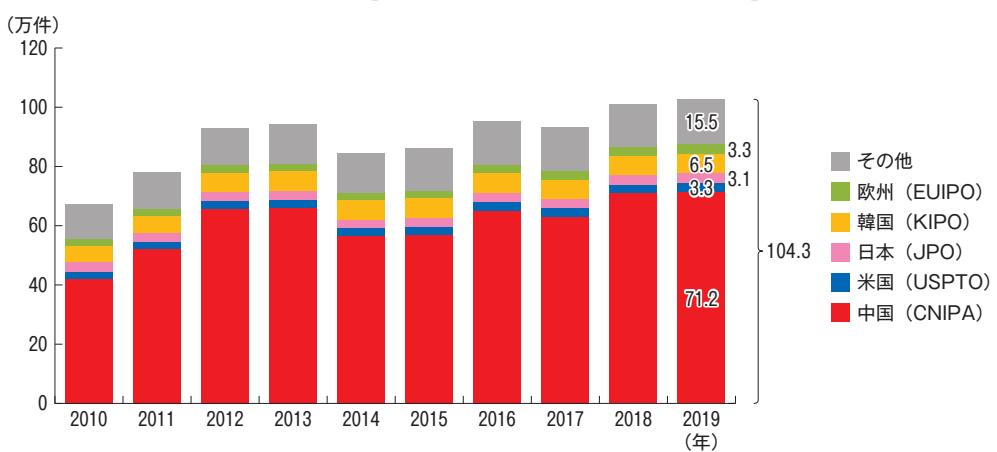
2019年における五庁が受理した海外からの特許出願の比率を見ると、日本・中国・韓国の特許庁では約10%～21%程度である一方、米国・欧州特許庁では50%を超えており [3-1-4図]。五庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い [3-1-5図]。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1図 【世界の特許出願件数の推移】



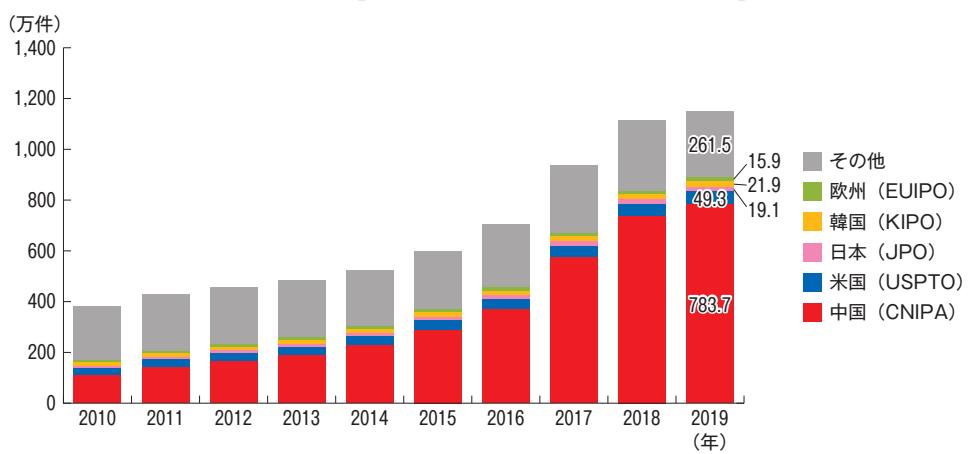
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 【世界の意匠登録出願件数の推移】



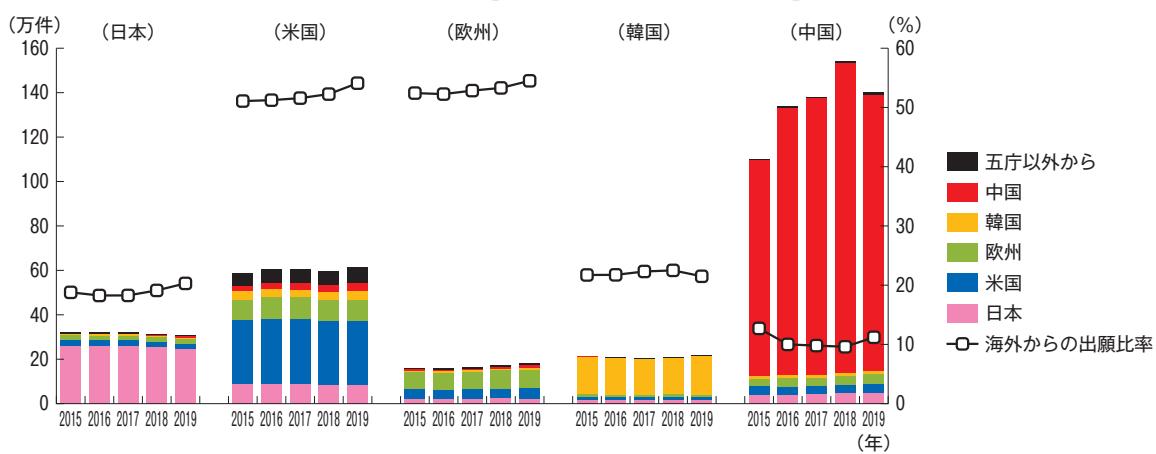
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 【世界の商標登録出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics (中国 (CNIPA) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数)

3-1-4図 【五庁への特許出願の状況】

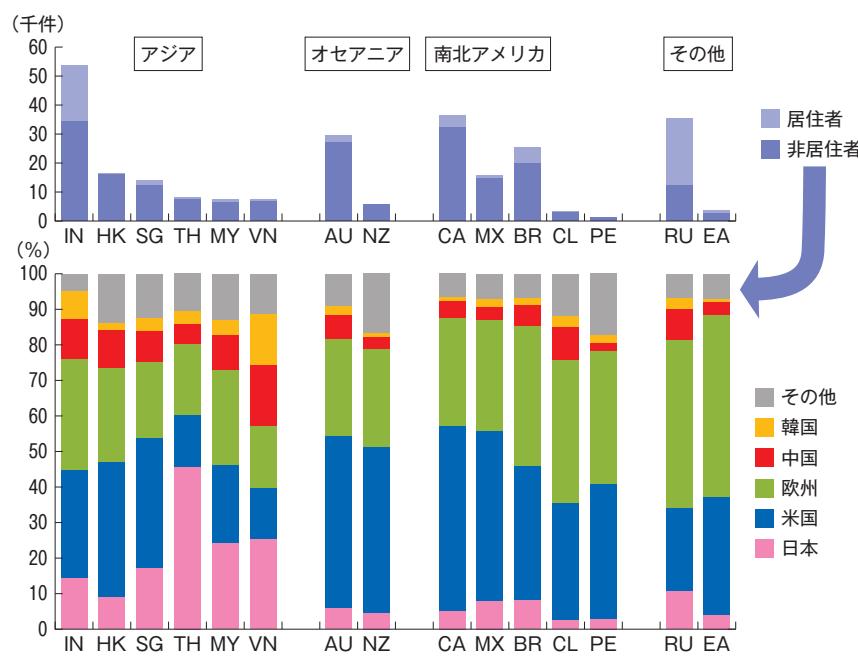


(備考) 欧州からの出願は、各年末時点のEPC加盟国の居住者による出願。

欧州への出願は欧州特許庁への出願。

各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsに基づき特許庁作成

3-1-5図 【五庁以外の主な特許庁への出願状況 (2019年)  
特許出願件数(上)及び外国出願人による特許出願の内訳(下)】

(備考) ・各略称は次のとおり。

IN (インド)、HK (香港)、SG (シンガポール)、TH (タイ)、MY (マレーシア)、VN (ベトナム)、AU (オーストラリア)、NZ (ニュージーランド)、CA (カナダ)、MX (メキシコ)、BR (ブラジル)、CL (チリ)、PE (ペルー)、RU (ロシア)、EA (ユーラシア特許庁)

・欧州からの出願は、EPC加盟国の居住者による出願。

・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC (ユーラシア特許条約) 加盟国の居住者による出願。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsに基づき特許庁作成

## 2. // 米国における動向

米国では、2020年の大統領選挙で民主党のJoe Biden（ジョー・バイデン）氏が勝利し、2021年1月20日、第46代アメリカ合衆国大統領に就任した。バイデン大統領は就任直後に、国際的な気候変動の枠組み「パリ協定」への復帰等を含む複数の大統領令に署名し、気候変動や移民の問題、また新型コロナウイルス対策において、トランプ政権からの政策転換をアピールした。

一方で、バイデン政権においても中国への強硬姿勢は維持されており、3月1日に米国通商代表部（USTR）がバイデン政権の通商策課題などをまとめ公表した報告書「2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report of the President of the United States on Trade Agreements Program」では、「通商問題における中国への対応には、包括的な戦略と、系統的なアプローチが必要である。バイデン政権は中国との問題に対する全面的な戦略を策定中で、その一環で中国との通商政策を総合的に見直している。バイデン政権は、米国の労働者とビジネスを損なう中国の不公正な貿易慣行に対抗するために、使えるツールを全て使う予定だ。」としている<sup>1</sup>。これら不公正貿易慣行としては、市場アクセスを制限する関税・非関税障壁、政府による強制労働、不公正な補助金、強制技術移転、米国知的財産の違法入手・侵害、検閲などによるインターネット・デジタル経済の制限などが挙げられている。今後も、バイデン政権の政策に注目が集まっている。

また、米国特許商標庁（USPTO）では、政治任用であるUSPTO長官は政権の交代とともに代わるのが通常であり、バイデン政権への移行に伴い、1月にイアンク長官が退任し、Drew Hirshfeld（ドリュー・ハーシュフェルド）特許局長が長官の業務を代行することとなった。新長官に誰が就くのかが注目されているが、2021年3月時点において、同庁、商務省及びホワイトハウスから長官人事についての正式な公表はなされていない。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

### （1）我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁（JPO）とUSPTOは、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いてきた。また、JPOとUSPTOは、(i) 米国が受理したPCT国際出願について、出願人の選択により国際調査・国際予備審査を我が国が実施する取組、(ii) 日米協働調査試行プログラム<sup>2</sup>を実施している。さらに、日米欧三極長官会合、日米欧中韓五庁長官会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合

及び2018年6月に締結した日米両庁の意匠分野における協力覚書に基づく日米意匠審査会合等の取組を通じて、両庁の審査実務等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日米欧中韓の商標五庁（TM5）の枠組みによる協力を実施している。

### （2）近年の知的財産政策の動向

#### ①商標法改正等を含む歳出法案に大統領が署名

2020年12月27日、COVID-19の感染拡大を踏まえた9,000億ドルの緊急経済対策を含む包括歳出

1 <https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Trade%20Agenda/Online%20PDF%202021%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202020%20Annual%20Report.pdf>

2 本稿第2部第1章3. (1)③「日米協働調査試行プログラム」及び下記ホームページを参照。<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html> (QRコード付記)



法案(Consolidated Appropriations Act, 2021)に、  
トランプ大統領が署名し、法律として成立した<sup>1</sup>。

同法には、近年議論されていた商標法改正、特許関連の公衆衛生サービス法改正、著作権関連の刑法改正、著作権法改正が含まれている。商標法改正としては、実際には使用していない詐欺的な商標出願が急増していることへの対策として、審査段階での第三者による情報提供制度や、商標が使用されていない場合に査定系取消手続(Ex parte expungement)及び査定系再審査手続(Ex parte reexamination)を請求できる制度が法定された。

## ②医薬品データベース（オレンジブック）に関する改正法案に大統領が署名

2021年1月5日、米国食品医薬品局(FDA)が発行している低分子医薬品のデータベース（オレンジブック）に掲載される特許の情報を明確化するための法案(Orange Book Transparency Act)にトランプ大統領が署名し、法律として成立した<sup>2</sup>。

FDAが発行する医薬品に関するデータベースの正確性と透明性を高めることによって、後続医薬品メーカーによる後続薬の市場投入を促進し、高騰化が進む処方薬の価格を下げる目的として、連邦食品・医薬品・化粧品法(Federal Food, Drug, and Cosmetic Act)が改正された。

## ③スペシャル301条<sup>3</sup>報告書

USTRは、2020年4月に「2020年スペシャル

301条報告書」(以下レポート)を公表した<sup>4</sup>。レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

USTRは、10か国を「優先監視国」として特定し、これらの国における知的財産権問題は、来年中に二国間協議の対象とするとした。また、23か国を「監視国」として特定した[3-1-6図]。

## (3) USPTOの取組

### ①特許適格性を巡る動き

USPTOは2020年4月23日、2019年1月に公表(2019年10月に一部改訂)した特許法101条(特許適格性)の判断に関する審査ガイダンス<sup>5</sup>(以下、101条審査ガイダンス)の効果を分析したレポートを公表した<sup>6</sup>。101条審査ガイダンスの公表により、USPTOでの特許適格性に関する審査の確実性が高まったことが示されている。

しかしながら、判例法主義をとる米国においては、審査ガイダンスでの対応のみでは明確化に限界があり、特許適格性の適用については未だに判断の不透明性が問題となっている。

そのため、2021年3月5日、米国連邦議会の上

3-1-6図 【スペシャル301条レポート指定国(2020年)】

優先国	優先監視国	監視国	306条監視国
—	中国、インドネシア、インド、アルジェリア、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ (10か国)	タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、クウェート、レバノン、アラブ首長国連邦、ルーマニア、トルコ、バルバドス、ボリビア、ブルガリア、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニタード・トバゴ (23か国)	中国

1 <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/133>  
<https://www.congress.gov/116/bills/hr133/BILLS-116hr133enr.pdf>

2 <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/1503>  
<https://www.congress.gov/116/bills/hr1503/BILLS-116hr1503enr.pdf>

3 1974年通商法301条(貿易相手国の不公平な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項)の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。

4 [https://ustr.gov/sites/default/files/2020\\_Special\\_301\\_Report.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2020_Special_301_Report.pdf) (QRコード付記)

5 (i) 裁判所によって特許適格性が認められない法的例外とされた「抽象的アイディア」のカテゴリーについて類型化を図り、(ii) クレーム発明が、特許適格性が認められない法的例外に向けられているか否かについての具体的な審査手法をまとめたもの

6 [https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OCE-DH\\_AdjustingtoAlice.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OCE-DH_AdjustingtoAlice.pdf)



院司法委員会知財小委員会のThom Tillis議員（ノースカロライナ州選出、共和党）、Mazie Hirono議員（ハワイ州選出、民主党）、Tom Cotton議員（アーカンソー州選出、共和党）、Chris Coons議員（デラウェア州選出、民主党）の4名が、USPTOのHirshfeld長官代行宛に、特許適格性に関する意見募集の実施を要請する書簡を送付した。書簡の中で議員らは、特許適格性の法理に一貫性と明確性が欠如しており、このままではイノベーションを主導する米国の地位が危ぶまれることを指摘した上で、議会での法改正の議論に向けて、特許適格性の問題について広く情報を募集し、回答を評価して議会に報告することを要請している。議会への報告期限は2022年3月5日となっている。

今後も引き続き、特許適格性の問題に関する動向に注目が集まっている。

## ②AI関連発明に関するパブリックコメント報告書

USPTOは2020年10月6日、AIと知財政策に関するパブリックコメントをまとめた報告書「Public Views on Artificial Intelligence and Intellectual Property Policy」を公表した<sup>1</sup>。

パブリックコメントの募集は、AI関連発明の特許保護に関して2019年8月27日から、さらにAIに関する特許以外の知財政策（商標、著作権、営業秘密、データベース保護）への影響に関して2019年10月30日からそれぞれ約2か月行われ、合計197の意見書が提出されていた<sup>2</sup>。

報告書では、総論として、多くの者から「現時点でAIが提起する問題は現行米国法制度で対応可能」と見る一方、「AIという重要技術分野で米国が後れることを確実にするために、USPTO及びステークホルダーはAI分野の法的・科学的動向を注視する必要がある」などの意見があったことが示されている。

1 [https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO\\_AI-Report\\_2020-10-05.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_AI-Report_2020-10-05.pdf)

2 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_lpnews/us/2020/20200319.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2020/20200319.pdf)

3 [https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20200709-PTAB-PTAB%20MTA%20Study%20Installment%206%20%2820200629%29-IQ\\_813950-Final.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20200709-PTAB-PTAB%20MTA%20Study%20Installment%206%20%2820200629%29-IQ_813950-Final.pdf)

今回は6回目の調査報告書であり、過去の報告書は以下のURLに掲載されている。

<https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/motions-amend-study>

4 USPTOは2019年3月15日、AIAレビューにおけるクレーム訂正に関する試行プログラムを開始していた。同試行プログラムでは、特許権者は、訂正の申立ての中で、PTABによる予備的見解の通知を希望するか否かの意思表示を行うことができる。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_lpnews/us/2019/20190410-1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190410-1.pdf)

5 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/FinalRuleMTABurdens.pdf>

6 Aqua Products, Inc. v. Matal, 872 F.3d 1290 (Fed. Cir. 2017) (en banc).

特許については、多くの者から、AI関連発明と特許適格性の問題の関係に関心が示されたことや、AIが身近に普及するに伴って特許審査の際の当業者のスタンダードをどうするかが特許可否の判断に影響するなどの意見があつたことが示されている。

## ③AIAレビューにおける特許クレームの訂正に関する取組

USPTOは、2011年の米国発明法（AIA : America Invents Act）によって規定された審判制度（AIAレビュー）における特許クレームの訂正の申立て（MTA : Motion to Amend）について、分析結果をまとめた「Motion to Amend Study」の6回目となる報告書を2020年7月に公表した<sup>3</sup>。この調査報告書では、分析対象とした2012年10月1日から2020年3月31日までのAIAレビューは5,359件で、特許クレームの訂正の申立てを伴うものは562件（約10%）であったことなどが報告されている。2019年3月15日に開始した試行プログラム<sup>4</sup>の実施状況については、試行プログラムの対象期間中に訂正の申立てがあった58件のうち48件について、特許権者は特許審判部（PTAB）による予備的見解（preliminary guidance）の通知を希望したことなどが報告されている。

その後、2021年2月の特許諮問委員会（PPAC）定期会合では、PTABから試行プログラムの成果が報告された。報告によると、試行プログラムを利用してPTABによる予備的見解の通知を受けた特許権者は、利用しなかった特許権者よりも、訂正を認められる可能性が高いとされた。

また、2020年12月、USPTOは、MTAにかかる立証責任の分配を変更する規則改正を告示した<sup>5</sup>。この改正は2017年のCAFC大法廷判決<sup>6</sup>に従うもので、MTAで提示された訂正クレームにつ



いては、特許性を有していないことについて申立人が立証責任を負うこととなった。特許権者は、MTAが法定要件を満たしていることについての

立証責任を負う。この改正は2021年1月20日から施行されている。

## Column 19

# 競争法を巡る米国の最新の動き (FTC対Qualcomm事件)

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所

2020年に米国知的財産関係者の注目を最も集めた訴訟の一つとして、連邦取引委員会(FTC)対Qualcommの反トラスト訴訟が挙げられる。標準必須特許と競争法の規制は日本を含む各国で注目を集めていることから、本件訴訟をめぐる米国での動きを紹介する。

## FTC対Qualcomm事件

### (背景)

Qualcommは移動体通信の標準規格である第3世代のCDMAや第4世代のLTEなどに基づくモデムチップを、他社に製造委託するファブレス経営を行っていた。そして携帯端末メーカーに対して、委託製造されたモデムチップを販売するとともに特許をライセンス供与していた。ライセンスは、複数の標準必須特許(SEP)と非SEPのポートフォリオで一括して行われ、ロイヤルティは携帯端末の販売価格の3.5~5%とされることがあった(Subscriber Unit License Agreements)。Qualcommはモデムチップ市場で高いシェアを得ていた。

Qualcommは携帯端末メーカーがライセンスに合意するまでモデムチップを販売しなかった。さらに、Qualcommの特許技術を使用する競合チップメーカーとの間で、Qualcommとのライセンスに合意しない携帯端末メーカーには競合チップメーカーからもモデムチップを販売しないこと及びその代わりに競合チップメーカーに対して特許権を行使しないことを契約していた。そのため、携帯端末メーカーはQualcommとのライセンスに合意しなければモデムチップの供給を受けられなかった(「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシー)。

### (経緯)

#### ■2017年1月17日 FTCによる提訴<sup>1</sup>

Qualcommの一連の商慣行について、FTCは、

モデムチップ市場における競争を阻害し反トラスト法(シャーマン法第1条若しくは同法第2条又はFTC法第5条)に違反すると主張して、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提訴した。FTCのプレスリリース<sup>2</sup>では、Qualcommは独占的地位を利用して競合を排除することにより、IoT機器の相互接続性などにより消費者に利益をもたらすはずのイノベーションを阻害しているとされた。

#### ■2019年5月21日 地方裁判所判決<sup>3</sup>

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所では、Qualcommの商慣行は反トラスト法に違反するとされ、同社にライセンスの差止め及び再交渉などが命じられた。地裁判決は、Qualcommが不当に高いロイヤルティを請求し続けることを許可すると、競合チップメーカーのモデムチップに人為的な上乗せ金が永続するなどとした。

Qualcommは控訴した。

#### ■2020年8月11日 控訴裁判所判決<sup>4</sup>

連邦第9巡回区控訴裁判所の裁判官3名のパネルは、地裁判決を破棄し、Qualcommに対する差止め命令を無効にした。パネル判決の段階で、訴訟参加人としてApple、Samsungなど11者が、法廷助言者(Amicus Curiae)として司法省など20者以上が関わる大きな訴訟になっていた。

裁判官3名のパネルは以下のとおり判示した。

- Qualcommは競合チップメーカーにライセンス供与すべき反トラスト上の義務はなく、携帯端

1 [https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/170117qualcomm\\_redacted\\_complaint.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/170117qualcomm_redacted_complaint.pdf)

2 <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/01/ftc-charges-qualcomm-monopolizing-key-semiconductor-device-used>

3 [https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/qualcomm\\_findings\\_of\\_fact\\_and\\_conclusions\\_of\\_law.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/qualcomm_findings_of_fact_and_conclusions_of_law.pdf)

4 <https://cdn.ca9.uscourts.gov/datalstore/opinions/2020/08/11/19-16122.pdf>



末メーカーに排他的にライセンス供与する商慣行はシャーマン法第2条に違反しない。標準化団体のFRAND宣言に反したとしても、その救済は契約又は特許法の問題であって今回の判断に影響しない。

- Qualcommのロイヤルティと「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシーは、競合チップメーカーのモデムチップの販売に反競争的な追加料金を課すものではなく、競合チップメーカーに中立(chip-supplier neutral) であって、市場での競争を弱めるものではない。
- Qualcommによる過去の他社（Apple）との契約には、モデムチップ市場での競争を実質的に排除するという事実又は実質的な影響はなく、当事者間でも既に解消されており、対処すべきことはない。

このパネル判決はQualcommの大きな勝利として多数報道された。報道ではQualcommの株価が上昇したことも報じられた。本件は従来の通信規格に関するライセンス供与の商慣行について検討されたものであるが、判決を受けて第5世代移動体通信システム（5G）に関してもQualcommが優位に進められるとの予想がされた。

**■2020年9月25日 FTCによる大法廷再審理申立て<sup>1</sup>**  
歴史的に見ると、大法廷再審理の申立てが認められる可能性は1%未満と言われており狭き門である。しかし、パネル判決後、大法廷再審理を見据えて、FTCを支持する側とQualcommを支持する側の双方の動きは続いた。例えば、8月24日には日本企業を含めた21者が連名でFTC宛てに、大法廷再審理を申し立てるよう求めた。

FTCは9月25日、連邦第9巡回区控訴裁判所に大法廷再審理を申し立てた。大法廷再審理の申立ての中でFTCは「本件は反トラスト法の将来にとって非常に重要と広く認識される。主要学者らは『このパネル判決は不可解で反トラスト法に逆行する』などとしている」とし、さらに、「本件のパネル判決は反トラスト法の骨組みを損ねるも

のだ。これを是正するために大法廷再審理が必要」などとしている。

本件は民主党系委員が多数であったオバマ政権時のFTCにより提訴されたものであり、この時点では共和党系委員が多数となっていたため、FTCが大法廷再審理を申し立てるか否かは不明だと言っていた。FTCのプレスリリース<sup>2</sup>によると、申立ては賛成3・反対2で可決され、共和党系のNoah Joshua Phillips委員及びChristine S. Wilson委員が反対票を投じたという。つまり、トランプ政権によって指名された共和党系のJoseph J. Simons委員長が賛成票を投じて大法廷再審理が申し立てられることになった。申立て自体はあまり労力なく可能であるためFTCも事件の大きさに鑑みてここまで行うこととしたのではないかという意見もある。

#### ■2020年10月28日 大法廷再審理申立て却下<sup>3</sup>

連邦第9巡回区控訴裁判所は10月28日、FTCが提出した大法廷再審理申立てを否認した。10月28日付の命令では、判事の中で大法廷再審理を行うことに賛同した者はいなかったとしている。

#### ■2021年3月29日 FTCが最高裁への上訴を断念

FTCが最高裁に上訴するかどうかが注目されていたが、上訴申立て期限となる3月29日、FTCは本件訴訟について最高裁への上訴を断念したことを明らかにした。FTCの上訴断念により、控訴裁判所の判決が確定し、2017年1月から続いた法廷闘争が終結することとなった。

FTCのRebecca Kelly Slaughter委員長代行による声明<sup>4</sup>では、本件についてFTCが「大きな逆風に直面」しているため上訴しないとしている。逆風が意味するところは明らかではないが、第9巡回控訴裁判所においてFTCを支持した判事が一人もいなかたことなどが影響していると考えられる。ただし、Slaughter委員長代行は、FTCは標準設定に関する反競争的な慣行を懸念しており、この分野における行為を今後も注意深く監視すると述べている。

1 <https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/111003lundbeckpetition.pdf>

2 <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/09/ftc-requests-rehearing-en-banc-qualcomm-appeals-decision>

3 <https://www.qualcomm.com/media/documents/files/en-banc-petition-denied.pdf>

4 <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2021/03/statement-acting-chairwoman-rebecca-kelly-slaughter-agency>



FTCの上訴断念については、第9区巡回控訴裁判所の判決が拘束力を持たない他の巡回区で同様の訴訟を提起することも視野に入れた戦略的な判断ではないかとする見方もある。また、バイデン大統領が新たなFTC委員として、大手テック企業による独占的な行為を批判してきたコロンビア大学のLina Khan氏を指名したことや、同氏がFTC委員に就くことで一般的に大企業に厳しい目を向けることが多い民主党系委員が多数を占めることになるため、FTCが大企業に対する訴訟を増やす可能性も指摘されている。

#### (関連する議論等)

SEPのライセンス慣行については、下院司法委員会反トラスト・商業・行政法小委員会が2021年3月18日に開催した公聴会<sup>1</sup>でも討議があった。この中でDarrell Issa委員（カリフォルニア州選

出、共和党）から「FTCはSEPの乱用を抑制する立法活動を必要とするか」という質問が出され、Slaughter委員長代行が回答していた。Slaughter委員長代行は、「①市場力（market power）が乱用されないこと及び②特許が標準に入れられた場合に当該特許の保有者が『公正、合理的かつ非差別的（FRAND）なレートでライセンス供与する』との誓約を最後まで守り、当該特許が標準に入れられたことから得た市場力で競合企業を市場から排除しないことを我々は確実にしたい。一方、これは、『特許は排他権』との伝統的な考え方から異なる。従って、反トラスト法が果たす役割はあると思う。」などと答えていた。

本件の法廷闘争は終結したが、今後も議会やFTCなどにおいてSEPのライセンス慣行に関する議論はされていくと予想される。

<sup>1</sup> <https://judiciary.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=4453>



### 3. // 欧州における動向

欧州では近年、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けた動きがある一方、英国の欧州連合(EU)離脱(いわゆるBrexit)やドイツの協定批准に係る問題により、本制度の施行について不透明性が生じている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及びEU、欧州特許庁(EPO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、欧州各国の知的財産庁の各種取組について紹介する。

#### (1) 我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、欧州各国の知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁(JPO)とEPOの間では、二庁間での協力に加え、日米欧三極特許庁間での協力、日米欧中韓五庁での協力を通じて交流を図っている。意匠分野においては、日米欧中韓の意匠五庁(ID5)会合等を通じて、EUIPOと協力を実行している。商標の分野においては、日EU商標専門家会合や日米欧中韓の商標五庁(TM5)会合等を通じてEUIPOと協力を実行している。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013年から交渉が開始された日・EU経済連携協定(EPA)は、2019年2月に発効した。当該EPA発効を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

#### (2) 近年の知的財産政策の動向

##### ① 欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、欧州各の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約(EPC)に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各國で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特

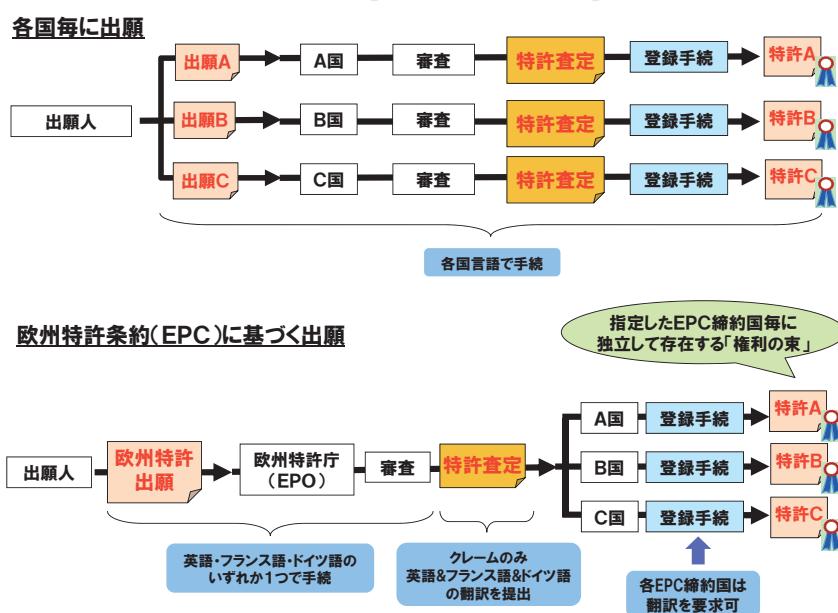
許請求の範囲と明細書を各國の言語に翻訳する必要がある[3-1-7図]。また、各國の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各國で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許(以下、「単一特許」)を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所(UPC)を創設する協定がEU各の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2021年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除き最大で25のEU加盟国(後述のとおり英國は含まない)の間で単一的な効力が与えられる[3-1-8図]。また、新たに創設されるUPCは、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、EPCに基づく欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、UPC協定と同時に適用が開始されることになっており、UPC協定については、本協定署名の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3加盟国(後述の英國のEU離脱前では英独仏)を含む13か国以上の批准により発効することとなっている。これまでに、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア、そして後述の英國(正式批准の完了順に記載)の16か国が批准した<sup>1</sup>。

しかし、英国が、2020年1月にEUを離脱し、同年2月には欧州単一特許制度及びUPC制度への参加を追求しない旨を表明し<sup>2</sup>、2020年7月に批准の撤回通知をEU理事会事務局に寄託したため、ロンドンに設置されることになっているUPC第一審裁判所中央部の一つに関し再検討が必要になっている。また、それに伴い、今後、UPC協定の改正が必要となってくる可能性がある。加えて、ドイツの批准に関し、2020年3月には、ドイツ連邦憲法裁判所によりUPC協定への批准に係る法案が、基本法（憲法に相当）に定める連邦議会での多数決の要件を満たしていなかったとして無効と判断されている。これを受け、2020年9月にドイツ連邦政府が連邦議会に再度法案提出を行い、2020年11月に連邦議会が、2020年12月にドイ

ツ連邦参議院が、それぞれ基本法の要件を満たす数の賛成票をもって本法案を再び可決したことから、その後の大統領署名の手続へと進む予定であったが<sup>3</sup>、連邦憲法裁判所に新たに2つの憲法異議申立が出され、再びUPC協定発効の時期は不透明となった。なお、英国がUPC協定に参加しないことにより、UPC協定発効に必須の、欧州特許の数が最も多い3加盟国の一つであった英国の代わりには、オランダ<sup>4</sup>、又はイタリア<sup>5</sup>が、欧州特許の数が4番目に多い国として繰り上がり、発効条件を満たすものと考えられている。オランダ、イタリアのいずれも、すでにUPC協定を批准しており、ドイツの批准によりUPC協定の発効条件が満たされる点に変わりはない。

3-1-7図 【現行の出願ルート】



1 <https://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/treaties-agreements/agreement/?id=2013001>

2 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_lpnews/europe/2020/20200301.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20200301.pdf)

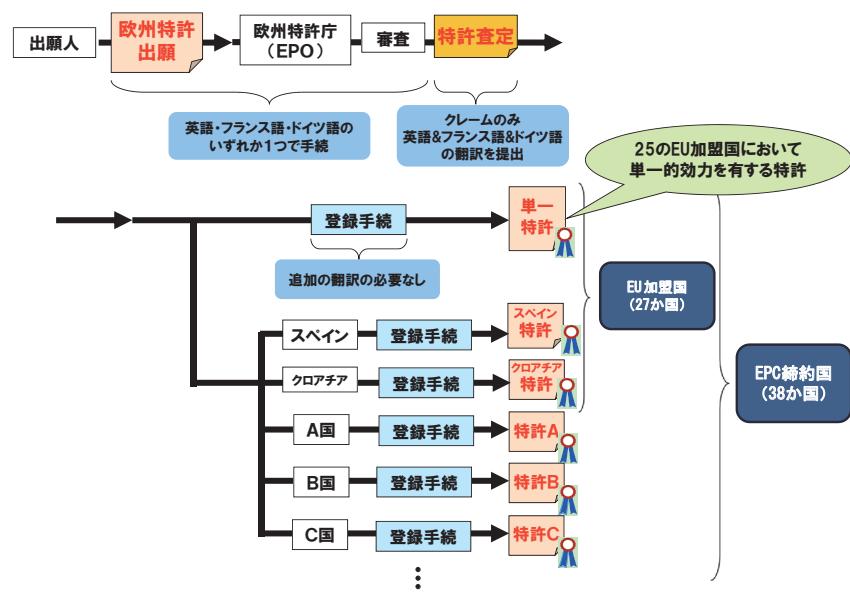
3 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_lpnews/europe/2020/20201218.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20201218.pdf)

4 [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL\\_IDA\(2019\)596800\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA(2019)596800_EN.pdf)

5 <https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201126b.html>



3-1-8図 【単一特許の出願ルート】



(資料) 特許庁作成

## ②EU意匠保護制度改正の動き

2020年11月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」では、EUの意匠保護の現代化に関する提案が含まれ、また、同月、欧州委員会は、「共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則」及び各EU加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令」の改正を目的とするイニシアチブについて、影響調査<sup>1</sup>を開始するなど、EUの意匠保護制度改正の動きが高まっている。これら規則及び指令の改正の目的は、(i) 意匠保護の現代化、明確化及び強化、(ii) EUにおける意匠保護の利便性と利用しやすい料金の改善、(iii) EUにおける意匠保護制度の相互運用性の確保、(iv) 修理用のスペアパーツのための単一市場の完成、とされ、今後は、上記影響調査の結果を考慮し、パブリック・コンサルテーションの実施や加盟国との更なる議論等を経て、2021年第4四半期に欧州委員会によるイニシアチブの採択を予定している。

## (3) EPOの取組

### ①概要

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国<sup>2</sup>になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPCの締約国（38か国）・拡張協定国（ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロの2か国）以外でも、欧州特許の認証制度を導入する例があり、すでにモロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジアにおける欧州特許の認証に関する合意が発効している<sup>3</sup>。これらの国において欧州特許を認証（権利化）させると、各国における国内特許と同様の法的効果を得られる。2019年11月には、ジョージアとも認証に関する合意がなされた<sup>4</sup>（2021年3月時点で未発効）。

EPOは、16の特許庁との間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施している。その他、EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、

1 <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/43848>

2 <https://www.epo.org/about-us/foundation/member-states.html>

3 <https://www.epo.org/about-us/foundation/validation-states.html>

4 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20191105b.html>



以下のような取組を強化している。

#### ②審査迅速化の取組について

EPOは、審査迅速化により係属中の出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行すること（2020年：4.3月）、2020年までに審査請求から特許査定までの期間を12月以内（2020年：23.7月）とすること、異議申立の審理結果が得られるまでの期間を15月以内（2020年：15.4月）とすることを挙げていたところ、出願日から6月以内の調査報告及び見解書の発行については達成している<sup>1</sup>。なお、期間の算出にあたりEPOでは中央値（median value）が用いられていたところ、2019年からは平均値（mean value）が用いられている。

#### ③戦略計画2023

EPOの2019年から2023年の活動計画を示す戦略計画2023が、2019年6月に欧州特許機構管理理事会で採択され、公表された<sup>2</sup>。その中で、ミッション及びビジョンとしてそれぞれ、「欧州の特許庁として、我々は、イノベーション、競争力及び経済成長を促進する高品質の特許及び効率的なサービスを、誇りを持って提供する。」及び「我々は、知的財産における世界標準を定める力及び動機を職員に与える。我々の庁は、効果的で透明性があり、ユーザのニーズに応え、かつ、ダイナミッ

クなグローバル特許制度についての変化する需要及び状況に対応する上で迅速である。我々の仕事は、より安全で、よりスマートで、かつ、より持続可能な世界に貢献する。」と示されている。

また、それらを細分化した以下の5つの目標が掲げられている：(i) 仕事に専念し、知識豊富でかつ協力的な組織の構築、(ii) EPOのITシステムの簡素化及び近代化、(iii) 高品質の成果物及びサービスの効率的な提供、(iv) グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築、(v) 長期的な持続可能性の確保。

さらに、2021年3月には、新型コロナウイルスの影響による戦略計画2023策定後の状況の変化とこれまでの諸問題への取り組みで得られた経験を踏まえ、同計画を補完する位置づけとして、ニュー・ノーマルに向けた方針に関する文書のドラフト版が公表された<sup>3</sup>。今後は、パブリック・コンサルテーション等を経て、新たな施策の指針とされる予定となっている。

#### ④手続き料金の改定

EPOは、2020年4月に、全体的に数%の値上げを行う手続き料金改定を実施した<sup>4</sup>。この料金改定は2年ごとに実施されている。

また、審判請求料の返還についても一部改正された<sup>5</sup>。従前は返還条件に応じて全額又は一部（一律50%）が返還されていたが、当該一部返還について、審判請求を取り下げるタイミング等に応じて25～75%の返還がなされるように改正された。

1 <https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/statistics/2020/statistics/quality-indicators.html>

2 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20190627.html>

3 <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210319.html>

4 [https://www.epo.org/modules/epoweb/acdocument/epoweb2/420/en/CA-D\\_12-19\\_en.pdf](https://www.epo.org/modules/epoweb/acdocument/epoweb2/420/en/CA-D_12-19_en.pdf)

5 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a5/2020-a5.pdf>



3-1-9図 【主な手続料金（概要）】

(単位：ユーロ)

種類	改定後	改定前
出願料 <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインEPC出願：125</li> <li>・上記以外のEPC出願：260</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインEPC出願：120</li> <li>・上記以外のEPC出願：250</li> </ul>
超過頁の追加料金	・16（頁数が35を超える場合の超過1頁当たり）	・15（頁数が35を超える場合の超過1頁当たり）
クレーム料 (出願料に加算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・245 (クレーム数が15を超える場合の超過1クレーム当たり)</li> <li>・610 (クレーム数が50を超える場合の超過1クレーム当たり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・235 (クレーム数が15を超える場合の超過1クレーム当たり)</li> <li>・585 (クレーム数が50を超える場合の超過1クレーム当たり)</li> </ul>
分割出願の追加料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2世代目の分割出願：220</li> <li>・3世代目の分割出願：440</li> <li>・4世代目の分割出願：660</li> <li>・5世代目以降の分割出願：885</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2世代目の分割出願：210</li> <li>・3世代目の分割出願：425</li> <li>・4世代目の分割出願：635</li> <li>・5世代目以降の分割出願：850</li> </ul>
調査料 (歐州段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,350 (2005年7月1日以前の出願については920ユーロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,300 (2005年7月1日以前の出願については885ユーロ)</li> </ul>
国際調査手数料	(改正前と同じ)	・1,775
補充国際調査手数料	(改正前と同じ)	・1,775
国際予備審査手数料	(改正前と同じ)	・1,830
指定料	・610	・585
出願更新料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願日から3～9年は490～1,450</li> <li>・10年目以降は一律1,640</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願日から3～9年は470～1,395</li> <li>・10年目以降は一律1,575</li> </ul>
審査料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,700 (2005年7月1日より前の出願については1,900)</li> <li>・1,900 (歐州段階に移行したPCT出願であって、補充歐州調査報告書が作成されていない案件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,635 (2005年7月1日より前の出願については1,825)</li> <li>・1,825 (歐州段階に移行したPCT出願であって、補充歐州調査報告書が作成されていない案件)</li> </ul>
特許査定料 <sup>1</sup>	・960	・925
異議申立料	・815	・785
特許減縮請求料	・1,210	・1,165
特許取消請求料	・545	・525
審判請求料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業、個人、大学等による請求：1,955</li> <li>・上記以外による請求：2,705</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業、個人、大学等による請求：1,880</li> <li>・上記以外による請求：2,255</li> </ul>
再審請求料	・3,025	・2,910
期間従過救済処理請求料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金遅延納付の場合、その料金の50%</li> <li>・特許査定料（第71規則（3））遅延納付の場合、265</li> <li>・その他の場合、265</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金遅延納付の場合、その料金の50%</li> <li>・特許査定料（第71規則（3））遅延納付の場合、255</li> <li>・その他の場合、255</li> </ul>

(資料) JETROデュッセルドルフ「歐州特許庁、4月に料金を改定」(2020年3月)

<sup>1</sup> キャラクターコードのフォーマット(XML)に基づくオンラインでの手続が開始されると、出願料、特許査定料等について異なる料金が適用される。

## (4) EUIPOの取組

### ①概要

EUIPOは、欧州連合商標（EU商標）や登録共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、欧州委員会から「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門（European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights）」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

JPOとEUIPOとは、1998年に商標分野において協力覚書を交わしていたが、EUIPOの組織改編を契機として、2018年8月に意匠分野を交えた新たな協力覚書を交わした。

### ②戦略計画2025

EUIPOは、2019年11月、2020年から2025年までの同庁の戦略的優先事項等に関する戦略計画2025が管理理事会で採択された旨を公表した<sup>1</sup>

（2020年7月1日から実施期間が開始）。戦略計画2025は、「欧州の企業及び市民のための知財の価値」を提供するというビジョンに基づいて構築され、EUIPOのミッションとして、「優れた知財ハブとして、EUIPOは、持続可能なネットワークを構築し促進することにより、グローバルでますますデジタル化する環境において、顧客中心のサービスを提供するとともに、より強固な知財システム、効率的なエンフォースメント及び知的財産権のより良い理解に貢献し、それによってEUにおける競争力、イノベーション及び創造性を支える」と示されている。

また、ビジョンの実現を推進するため、以下の3つの戦略的ドライバーが掲げられ、それぞれの戦略的ドライバーには、複数の戦略目標と鍵となる取組が置かれている：(i) 相互につながり、効率的かつ信頼性の高い、域内市場のための知財システム、(ii) 高度な顧客中心のサービス、(iii) 動的な組織のスキル及び革新的で最適な職場。

### ③SMEプログラム

戦略計画2025の中で、EUIPOは、2020年7月1日から中小企業（SME）支援のためのプログラムの実施を開始し、立ち上げられたすべてのSME関連のイニシアチブへの入り口として、EUIPOのウェブサイトからアクセス可能な「Ideas Powered for business<sup>2</sup>」を公開している。中でも、2020年11月18日にEUIPOの理事会で承認された2,000万ユーロのSME基金の設立が特筆され、この基金は、2021年の間に、EU各国、地域又はEUへの商標・意匠出願及び知的財産の事前診断サービスの申請料の一部を、SME1社あたり合計1,500ユーロを上限に償還するためのものであり、最初の申請窓口は2021年1月11日に開設された。

## (5) 欧州各国の取組

### ①英国

ビジネス・エネルギー・産業戦略省の下に、英國知的財産庁（UKIPO）が設置されており、UKIPOが、特許、意匠、商標、及び著作権を所管し、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。

英国は、2020年1月にEUを離脱し、EUとの離脱協定に基づき、経過措置としてEU法が引き続き英国において効力を有する移行期間が続いていたが、2020年12月31日にその移行期間が終了した。

特許制度については、EPOはEUの機関ではないため、英国のEU離脱は欧州特許制度に影響を与えない。

意匠及び商標制度については、移行期間終了時に、登録済みのEU商標、及びEUを指定して保護された商標の国際登録の効果、並びに登録共同体意匠、非登録共同体意匠、及びEUを指定して保護された意匠の国際登録の効果が、英国においては有効ではなくなる一方、それぞれ、同等の英国の権利として代わりに保護されるようになってい

1 <https://eipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5429541>

2 <https://eipo.europa.eu/ohimportal/online-services/ideas-powered-for-business>



る。また、移行期間終了時に出願がEUIPOに係属中であった場合には、移行期間終了後9か月以内に同様の内容で英国に出願すれば、EUIPOに係属中であった先の出願日を維持できる。この場合、英国の通常の料金体系が適用される。

英国のEU離脱による特許・商標・意匠等への影響の詳細は特許庁ウェブサイト<sup>1</sup>を参照されたい。

## ②ドイツ

ドイツの知的財産制度については、連邦司法消費者保護省の下にドイツ特許商標庁（DPMA）が設けられ、DPMAがドイツ国内の特許、実用新案、意匠及び商標の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。ドイツは、製造業が盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多い。DPMAは、特許審査期間の短縮等を目的として、2019年に177名の特許審査官を増員し、2020年の特許の最終処分件数は41,723件（前年比3.8%増）、特許付与件数は17,305（前年比5.2%減）であった<sup>2</sup>。

ドイツ連邦司法・消費者保護省は、2020年1月にドイツ特許法改正に向け、草案を同省ウェブサイトにて公表し、利害関係者からの意見を求めていたところ、多数寄せられたコメントを受けて草案に修正が加えられ、その後の更なるコメントも踏まえて、2020年10月には、ドイツ連邦政府により閣議決定された政府法案が司法・消費者保護省のウェブサイトにて公表された<sup>3</sup>。本法案は、主に、次の2点を含む。1点目は、ドイツでは無効訴訟と侵害訴訟が異なる裁判所で審理される分離主義がとられているところ、無効訴訟の方が侵害訴訟よりも審理期間が長く、特許権の無効の蓋然性が高い場合であっても侵害が認定され得るという問題への対処として、無効訴訟の予備的な意見を6か月以内に侵害訴訟の裁判所に通知すべきとするものである。2点目は、侵害訴訟において、特許権侵害が認められると原則差止請求が認められる実態があるため、例えば、多くの構成要素を

含む製品のたった一つの特許権侵害であっても製品全体の販売・製造が差止められる等により、特許権者と侵害者との間の均衡を欠く場合があり得るという問題への対処として、侵害が認められても、侵害者に対する特許権者の利益を考慮して差止を認めることが不均衡である場合は差止請求が制限される趣旨のものである。

また、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018年3月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019年5月には、ドイツ連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定し、2020年9月及び10月に連邦議会及び連邦参議院が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決した。これにより、2020年12月2日以降にドイツで登録された意匠権については、修理目的のスペアパートに対して保護が及ばないことになった。

## ③フランス

経済・財務省の下に、フランス産業財産権庁（INPI）が設置されており、INPIが、特許、意匠及び商標等を所管する。

フランス政府は、2019年5月、企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律（PACTE法）を公布した<sup>4</sup>。PACTE法は知的財産法（CPI）の改正を含んでおり、例えば、進歩性の特許要件への追加（PACTE法第122条（CPI第L612条12(7)）。2020年5月施行）、異議申立制度の創設（PACTE法第121条。2020年4月施行）及び実用証の存続期間の6年から10年への延長（PACTE法第118条（CPI第L611条2(2)）。2020年1月施行）等が含まれる。

また、フランスにおいては、2019年11月に「今後の交通政策の指針となるモビリティ法案」、及び2020年10月に「公共行動の加速化及び簡素化に関する法案」に組み込まれる形で、自動車に関する「修理条項」を意匠法に追加する改正案が議

1 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit\\_202002.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit_202002.html)

2 [https://www.dpma.de/english/services/public\\_relations/press\\_releases/20210305.html](https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20210305.html)

3 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_lpnews/europe/2020/20201029.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20201029.pdf)

4 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000038497477&dateTexte=20200413>



会で採択されたが、いずれも憲法院による法案の合憲性審査において、当該法案と直接的な関係性がないことを理由に違憲と判断され成立には至らなかった。

## 標準必須特許を巡る欧州の動き

欧州では、標準必須特許（SEP）に関する諸問題への関心が非常に高まっており、コロナ禍にあっても、SEPをテーマとしたオンラインのセミナー、カンファレンスが多数開催されている。また、この1年の間にも、欧州委員会による知的財産行動計画でのSEPの問題への言及、欧州委員会の専門家グループの報告書の公表、SEP保有者と実施者間のライセンス交渉を巡る訴訟の判決等、重要な動きがみられた。ここでは、欧州における、SEPに関する最近の主要な動向をいくつか紹介する。

### (1) 欧州委員会の動向

欧州委員会では、公正かつバランスのとれたSEPに関する制度が構築されるよう、2017年にSEPに関するガイダンス文書（Communication from the Commission to the Institutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents）を公表していた。このガイダンスでは、①SEPに関する透明性の向上、②SEPのための公平・合理的かつ非差別的な（FRAND）ライセンス条件の一般原則、③SEPのための予見可能なエンフォースメント環境、④オープンソースと標準、の4つの項目に関する考え方方が示されている。2020年11月25日、欧州委員会は今後のEUの知的財産への様々な取組を包括的に示した知的財産行動計画を公表したが、その主要項目の一つである「知財共有の促進」には、SEPに関する取組も含まれている。同行動計画では、2017年にガイダンスが提供されたにもかかわらず、ライセンス交渉に関する紛争が頻発し、自動車業界のみならず健康、エネルギー、スマートマニュファクチャリング、デジタル、電気の分野にも影響が及び得るとの現状認識を示している。そして、短期的には、特定分野のプレイヤー間の摩擦と訴訟を減ずるために産業界主導の取組を推進するとしている。並行して、SEPの宣言、ライセンス、権利行使を統括する枠組みの更なる明確化と改善のための改革を検討すること、法的確実性の改善と訴訟費用の削減の観点から、例えば、第三者による必須性チェックの独立した制度の創設を探求すること、が述べられている。さらに、2022年第1四半期の行動として、SEPの枠組みの明確化と改善、効果的な透明性のあるツールの提供を目的に、必

要に応じて規制を含めた改革を行いつつ、最も影響を受ける分野で産業界主導の取組を奨励することで、SEPライセンスにおける透明性と予見可能性を向上させるとしている。上記の必須性チェックについては、当事者にとって納得のいく形でSEPの必須性がチェックされることで、法的安定性と訴訟コストの削減がもたらされることが期待される。そこで、欧州委員会では、独自に必須性チェックに関するパイロット・プロジェクトを立ち上げ、我が国における標準必須性判定制度なども参考としながら、あり得るオプションとその実現可能性の検証を行った。このパイロット・プロジェクトの報告書が行動計画と同日に公表されているが、今後はこのプロジェクトの成果も踏まえながら具体的な制度設計に向けた更なる検討が行われていくものとみられる。

また、SEPに関する欧州委員会の他の取組として、2018年には、IoT技術分野に焦点を当てて対策を検討するためのSEPに関する専門家グループ（SEP Expert Group）が設立されており、2021年2月10日、同グループの報告書が欧州委員会のウェブサイトで公表された。報告書には79もの提案が含まれ、SEPライセンスの透明性の向上、バリューチェーンにおけるライセンス、FRAND条件、交渉及び紛争処理、IoTのパテントプール及び共同ライセンス等のSEPに関する幅広いトピックが網羅されている。しかしながら、この報告書では、専門家グループとしての一致した見解が示されたものとはなっておらず、SEPに関する様々な立場からの意見をとりまとめることの難しさを物語っている。

## (2) SEPを巡る訴訟の動向

欧州委員会によるSEPに関するガイダンスの公表に先立つ2015年、欧州連合司法裁判所(CJEU)は、Huawei対ZTE事件でのドイツ・デュッセルドルフ地裁からの質問付託に対する予備的判決で、SEPに基づく差止請求訴訟が競争法違反に該当しない場合の判断基準として、当事者間の誠実なライセンス交渉の枠組みを示した。この枠組みは、①SEP保有者は被疑侵害者に対して裁判所に訴えを提起する前に警告を行う(ライセンス交渉の申込みをする)、②被疑侵害者はFRAND条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明する、③SEP保有者は具体的なライセンス条件を提示する、④被疑侵害者はSEP保有者からの申し出を拒絶する場合には対案を提示する、⑤当事者間でライセンス交渉が合意しなかった場合には裁判所等で解決を図る、というものである。このCJEUの予備的判決以降、欧州でのSEPに基づく差止請求訴訟においては、基本的に当該枠組みの下で当事者間の交渉過程が検討される判決が続いている。

例えば、ドイツでは、SEPに関する訴訟が、主にデュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンの地裁で数多く提起されているが、2020年5月には、Sisvel対Haier事件について、ドイツ連邦通常裁判所(最高裁に相当)が上記CJEUの枠組みに沿った初めての判決を下した。同事件では、ライセンス交渉過程について、両当事者が誠実交渉義務を果たしていたか否かが争点となつたが、上記②の契約を締結する意思の有無等をふまえ、SEP保有者による差止請求が認容されている。同判決では、SEP保有者がクレームチャートを示して侵害の事実を伝えることは義務ではないこと、実施者は無条件にFRANDライセンスを受ける意思表明をする必要があること、無差別要件は実施者に最も有利な過去のライセンス条件と同一のライセンス条件の申し出を要求するものではないこと等、実施者側にとってはこれまで考えられていたよりも厳しい要件が示されたものとなつていて。続いて、2020年11月には、連邦通常裁判所により同じ当事者間の別の事件について2つ目と

なる判決が下されている。ここでも5月の判決と同様にSEP保有者による差止請求が認容され、実施者が競争法上の支配的地位の濫用の抗弁を主張するには、ライセンスを受ける意思を継続して客観的に示すことが求められること、CJEU判決の枠組みを尊重しつつも、支配的地位の濫用に当たる行為か否かの判断に際しては、事案に応じてより厳しい又はより緩やかな交渉義務が正当化される場合もあること等が判示されている。

上記のライセンス交渉過程での当事者の行動に関わる問題に加えて、SEPに関するライセンス交渉では、SEP保有者がライセンス交渉を行う相手先に関しても問題となる場合がある。SEPは移動体通信規格に関する技術が対象となることが多いが、技術の進歩により、このような技術の応用範囲が通信分野だけに止まらず、例えば、自動車、ヘルスケア等、異業種にまで広がりを見せている。多段階のバリューチェーンが構築されている業界に対してSEP保有者がライセンス交渉を行う場合、その交渉相手は、最終製品製造者となるべきなのか、バリューチェーンの上流のサプライヤー(例えば、当該技術を利用したチップの製造者等)となるべきなのかについては見解が分かれている。この点、2020年11月には、Nokia対Daimler事件について、デュッセルドルフ地裁により、SEP保有者がサプライヤーからの求めに応じて、サプライヤーに対して優先的にライセンスする義務(License to All)の有無を問う質問と2015年のCJEUの予備的判決の要件の更なる具体化を求める質問がCJEUに付託され、その動向が注目されていたが、2021年6月、両者は特許ライセンス契約を締結し、係争中のすべての訴訟について和解することに合意した旨が公表された。

英国に関しては、2020年8月にUnwired Planet対Huawei事件／Conversant対Huawei・ZTE事件に関する最高裁の判決が大きな話題となった。同判決では、欧州電気通信標準化機構(ETSI)が定めた知的財産権(IPR)ポリシーに基づいて作成された契約上の取り決め(IPR宣言書によるFRAND宣言)は、英国裁判所に多国籍特許ポートフォリオのグローバルライセンスの条件を決定

する管轄権を与える、と判示している。併せて、ライセンスの非差別性の問題について、上記のドイツ連邦通常裁判所の判断と同様、最も有利なライセンス条件と同等の条件でライセンスを供与する必要はなく、非差別性の義務は厳格でない一般的なものであることが示された。また、競争法の問題について、CJEUの予備的判決で示された交渉手順に従うことは義務的なものではなく、当該判決には状況に応じた柔軟性が組み込まれていること等も判示されている。

最後に、このような欧州の主要国でのSEPに関する訴訟のほか、欧州と域外との間や欧州域外同士での、裁判管轄をまたいだ訴訟差止命令（Anti-Suit Injunction）を巡る争いにも言及しておきたい。これは、相手方当事者が、ある裁判所に訴えたり、判決を執行したりすることを差し止める命令を、別の裁判管轄の裁判所に求めるものである。欧州に関連するものでは、例えば、Huawei対ConversantのSEP関連訴訟が挙げられる。本件では、Huaweiが中国・南京中級人民法院に対し、Conversantの中国特許の非侵害とライセンス料

率の確認を求めて訴えを提起し、同院は2019年9月に、有効とされたSEPのライセンス料率を決定した。一方、Conversantは、デュッセルドルフ地裁にHuaweiによる欧州特許の侵害訴訟を提起し、同地裁は2020年8月に侵害を認定してドイツでの差止を認めた。これに対して、中国最高人民法院は2020年8月、Huaweiの求めに応じて、Conversantに対して同院の最終判決の前に当該差止の執行を申請してはならないこと等を命令し、もし違反した場合には1日当たり、100万人民元（約1600万円）の過料を課すとした。また、他の例として、InterDigital対Xiaomi事件では、中国とドイツ・ミュンヘンの裁判所の間等で、2020年から2021年にかけて訴訟差止命令に対してさらに行動を起こすことを禁じる差止命令が出されるなど、差止が二重、三重になされる事態となっている。このように多発する訴訟差止命令を巡る争いが今後どのような決着をみるのか、専門家の間で関心を集めている。

（以上）

## 4. // 中国における動向

中国は、世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国であり、2019年からは、PCT出願件数についても世界最多の国となった。特に、2008年に國務院が「国家知的財産権戦略綱要」を公表し、知的財産を国家戦略として位置付けて以来、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造大国からイノベーション型国家への転換を推進し、多国籍企業と現地企業の合弁によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の動きが活発化している。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利・商標を所管する中国国家知識産権局（CNIPA）の各取組について紹介する。

### （1）我が国との関係

#### ①我が国とCNIPAの取組

日本国特許庁（JPO）とCNIPAとは、1994年に第1回日中特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化、制度・運用に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許審査についての国際審査官協議も行っている。

JPOとCNIPAは、2020年12月に開催した第27回日中特許庁長官会合において、特許、意匠及び商標分野の審査、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる今後の両庁の協力について議論を行った。

#### ②冒認商標出願への対応

2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、幅広く情報提供を実施しているとともに、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している<sup>1</sup>。

また、中国における我が国地名・地域ブランドの商標出願・登録状況の調査・公表を年1回行つ

てきたが、2019年度からは、四半期毎の調査・公表へと変更し、正当な権利者（地方自治体、組合等）への早期対抗措置を促進している<sup>2</sup>。

### （2）近年の知財政策の動向

中国では、2008年の國務院による「国家知的財産権戦略綱要」の公表以来、第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月の「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014～2020年）」が公布され、1万人当たりの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014-2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に國務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国國務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。2019年11月には中国共産

1 [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/shohyo\\_syutugantaisaku.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/shohyo_syutugantaisaku.html)  
2 [https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm\\_misappropriation.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation.html)



党中央弁公庁と国務院弁公庁が「知的財産権保護の強化に関する意見」を公表し、2022年までに、知財侵害の頻発化を抑制し、権利者保護に向けて検挙困難性、処理長期化、高コスト、低額賠償に係る状況を改善することや、2025年までに、保護能力や保護体系を改善、知識価値を尊重するビジネス環境を最適化し、イノベーション推進の為の知財制度をより保証することを目標に掲げている。更に2020年1月に中米経済貿易協議（第一段階）が合意され、専利や商標、営業秘密等の知的財産に係る保護強化策が盛り込まれており、その後の中国における数多くの法改正、司法解釈等の公表へつながっている。

加えて、近年は、イノベーション創出に寄与しない非正常出願の増大が問題視され、出願の量から質への転換に重点が置かれるようになっており、2021年1月には地方による専利出願段階での補助金支給廃止に向けた通知がなされている。また、2021年3月の全国人民代表大会で可決された第14次五か年計画と2035年までの長期目標要綱には、2021～2025年の主な指標の一つとして、人口1万人当たりの高価値発明専利の保有件数が挙げられている。

これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

2018年4月、ボアオ・アジアフォーラムにて、習近平国家主席は、「知的財産権保護を強化する。我々は今年、国家知識産権局を改編し、法執行を強化する整備を行い、法律違反のコストを大幅に高め、法律の抑止力が十分に発揮されるようにする。我々は中国における外資企業の合法的な知的財産権を保護する。」と、知的財産権の保護について言及した。

2018年10月に全人代において「専利等知的財産権事件の訴訟手続きに係る若干問題に関する決定」が可決され、2019年1月から、特許・ソフトウェア・技術秘密などの特に高い専門知識が必要な分野について最高人民法院の知的財産権法廷に二審（最終審）が集約されることとなった。このような司法制度改革とともに、2018年12月に

国家発展改革委員会など38部門の連名で通知された「知的財産権（専利）分野における深刻な信用失墜主体に対する共同懲戒の実施に関する覚書」、2019年12月に施行された「商標出願行為の規範化に関する若干規定」等、知財保護の強化に資する取組が行われている。

また、2019年3月に国務院令第709条（国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定）により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁企業法実施条例」の技術移転に関連する一部規定が削除され、さらに、2019年3月に成立した「外商投資法」にて内外差別や強制的技術移転の禁止等の趣旨の改正を行うなど、知財制度整備を推進している。

2021年1月には、法典と名付けられた初めての法律となる「民法典」が施行され、知的財産権保護強化の一環で、知財権侵害に対する懲罰的賠償の請求権が盛り込まれている（請求にあたっての具体的な基準等については「専利法」等の個別法の規定を適用。）。

### (3) CNIPAの取組

CNIPAは、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示に関する業務を所管する、国家市場監督管理総局（SAMR）配下の機構である。

#### a. 専利法改正に向けた動き

中国では、専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。数次の意見募集を経て、2020年、約12年ぶりに第四次改正がされた（2021年6月1日施行）。

改正事項には、部分意匠制度の新設および外観設計専利保護期間の延長、医薬品の専利期間延長、懲罰的損害賠償（五倍賠償）制度の導入、法定賠償額の上限引上げ、専利開放許諾制度の新設等が

含まれる。

#### b. 専利審査体制の強化

CNIPAは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略(2011-2020年)において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、CNIPAの下部組織である専利審査協作センターを北京、江蘇、廣東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2017年におけるCNIPA及び各センターの審査官数は、1万1000人超となっている。2020年のCNIPAの発表によると、発明専利出願平均審査期間は20か月に短縮されている。

#### c. 特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大

CNIPAは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大し、2020年末時点で30の国・地域と実施している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2018年11月1日からさらに5年間試行期間が延長された。

#### d. 商標分野の制度改正

これまで3度の改正がなされた商標法について、2019年4月に全人代常務委員会は、第四次商標法改正を決定し、改正商標法が2019年11月1日に施行された。改正商標法では、悪意による商標出願行為を規制するため、商標出願人の使用義務を強化し、使用を目的としない悪意による登録を拒絶すべきことが明記された他、商標代理機関の使用を目的としない商標登録出願を引き受ける行為などに対する行政処罰規定の創設、悪意による商標専用権の侵害行為に対する懲罰強化が規定された。

#### e. 商標分野における審査体制の強化

CNIPAは、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014年5月に、CNIPAの委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作センターが設立された。商標審査協作センターは、現在、北京、廣州、上海、重慶、濟南及び鄭州に設立されている。CNIPAの発表によると、2020年の商標出願平均審査期間は4か月まで短縮している。

## 5. 韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産<sup>1</sup>基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2020年度は、故意侵害に対する懲罰的損害賠償を規定した商標法及びデザイン保護法一部改正法の施行や生産能力を超える部分への損害賠償の拡大を規定した特許法一部改正法の施行など、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁（KIPO）の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会

合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許・商標審査についての国際審査官協議も行っている。

<sup>1</sup> 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

## (2) 近年の知的財産政策の動向

2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。国家知識財産委員会は、2011年から5年ごとに政府の知的財産分野の最上位計画である「国家知識財産基本計画」を策定し、2021年は知的財産関連の政策は2016年末に策定された「第2次知識財産基本計画(2017-2021)」に基づき実行されている。

また、国家知識財産委員会により毎年策定される「国家知識財産施行計画」には、その年の韓国政府の知財政策方針が示されており、2021年は5大重点戦略として(i)市場の需要を反映したIP資産化、(ii)中小・ベンチャー企業に対する創業・成長および保護強化、(iii)国内IPのグローバル進出支援の強化、(iv)デジタル環境の創作に対する公正・共生エコシステムの造成、(v)人と文化中心のIP基盤の構築、が掲げられている。

## (3) KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

### ①2021年に新たに変わる知的財産制度・支援施策

2021年1月、KIPOは、知的財産権保護の強化、中小・中堅企業支援を通じた新型コロナウイルス被害の最小化、知的財産権取得に対する便宜向上などを骨子とする2021年に新たに変わる知的財産制度・支援施策を発表した。詳細は脚注<sup>1</sup>を参照。

### ②KIPOの2021年の主要業務計画

2021年3月、KIPOは、「2021年の主要業務計画」を発表した。この計画では、(i)親デジタル知的財産制度の構築、(ii)知的財産データ活用の拡大、(iii)知的財産基盤のイノベーション企業の成長を支援、(iv)知的財産保護・執行の強化などの

施策を重点的に推進することが示されている。詳細は脚注<sup>2</sup>を参照。

### ③制度改正の動向

#### a. 特許法一部改正

- 特許権侵害における親告罪要件の廃止（2020年10月20日公布、同日施行）

親告罪として規定されていた特許権または専用実施権の侵害罪を、被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明する場合にのみ起訴をしない「反意思不罰罪」（被害者告訴不要）に変更する（第225条第2項修正）。

- 生産能力を超える部分への損害賠償の拡大（2020年6月9日公布、2020年12月10日施行）

特許権者等が特許権の侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は特許権者等の生産能力を超える部分について請求することができなかったところ、本改正によって、超過部分についても実施料相当額を請求できるようになる（第128条第2項修正、同条第3項削除）。

#### b. 商標法及びデザイン保護法一部改正

- 故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入（2020年10月20日公布、同日施行）

権利侵害が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができるようになる（商標法第110条第4項修正、同条第7項及び第8項新設、デザイン保護法第53条第2項修正、第115条第4項修正、同条第7項及び第8項新設）。

#### c. 商標法、デザイン保護法、及び、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正

- 生産能力を超える部分への損害賠償の拡大（2020年12月22日公布、2021年6月23日施行）

権利者等がその侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は権利者等の生産能力を超える部分について請求することができなかったところ、本改

<sup>1</sup> <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2021/200104.html>

<sup>2</sup> <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2021/210311a.html>



正によって、超過部分についても実施工料相当額を請求できるようになる（商標法第110条第1項修正、同条第2項削除、デザイン保護法第115条第

1項、第2項修正、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条の2第1項修正）。

## 6. 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明特許<sup>1</sup>加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した特許法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国等との間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

### （1）我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、台湾における国籍別特許出願件数を見ると、外国籍では、我が国からの出願が最も多い。このような状況下、2012年4月には、（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亞東關係協會（現：台湾日本關係協會）との間で、各種民間覚書が署名され、日台間の協力が行われている<sup>2</sup>。最近では、2018年11月30日より特許審査書類（ドシリ情報）の電子的交換の協力が開始されている。また、2019年10月の日台貿易経済会議にて、特許審査ハイウェイ（PPH）の本格実施と意匠優先権書類の電子的交換における相互協力に関する覚書が締結されており、PPHについては2020年5月1日から本格実施している。

### （2）中台（両岸）関係

2010年に発効した「海峡两岸知的財産権保護協力協議」において特許・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

2019年10月には、第12回两岸专利フォーラムが北京で開催され、中台の产学研各界から多数が出席する中、AIや5G関連などの新興技術の特

許戦略、運用等を中心に意見交換が行われた。

### （3）近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

#### ① 知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2020年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2021-2023）」に基づき、産業の研究開発力の促進及び知的財産管理の強化、知的財産権法制度の改善、有効な模倣品・海賊版の取り締り及び営業秘密保護の強化、水際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

### （4）TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、回路配置利用権及び営業秘密を所管する、経済部

1 「特許」は、我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当

2 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場。

の外局である。

### ①特許出願の第三者意見書作業要点の制定（2020年9月1日施行）

専利法施行細則第39条に規定されている、発明専利出願に対する第三者による意見書提出（情報提供）制度について、意見書提出時期を「査定前」としつつ、提出者の個人情報の秘匿保持や、オンラインでの意見書提出等を可能とする「特許出願における第三者からの意見書作業要点」が制定された。

### ②意匠審査基準の改正（2020年11月1日施行）

近年のデジタル・新興技術の発展を踏まえ、意匠実体審査基準において、画像意匠の対象となる物品として、コンピュータプログラム製品等の非実体物の画像・GUIも含める等の改正が行われた。

### ③商標登録出願のファストトラック審査の試行運用（2020年5月1日開始）

電子出願の利用奨励と審査加速化を目的として、電子出願であって所定の条件を満たす商標出願については、方式審査事項が完備されているため、審査スケジュールを通常より前倒しするファストトラック審査が試行運用された。

## 7. // ASEANにおける動向

我が国からの輸出額に占めるASEAN諸国の割合は、米国、中国に次いで大きく<sup>1</sup>、ASEAN諸国は我が国にとって重要な貿易相手国となっている。また、有望事業展開先国としても注目され<sup>2</sup>、ASEAN諸国に現地法人を置く我が国の企業も増加しており<sup>3</sup>、ASEAN諸国において知的財産を適切に保護・活用できる環境を整備することが求められている。

本節では、ASEAN地域全体と各国の動向について、紹介する。

### (1) ASEAN全体

#### ①ASEAN全体と我が国との関係

JPOは、ASEAN知的財産協力作業部会（AW-GIPC）を通じ、ASEAN諸国との知的財産分野における協力の在り方を議論してきた。2012年以降は毎年、ASEAN諸国の特許庁と日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日ASEAN間の知的財産協力について議論を重ね、人材育成、審査業務管理や知財の商業化・普及啓発に関する協力、マドリッジ協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力などの協力をやってきた。2020年7月と9月にオンライン形式で開催された第10回日ASEAN特許庁長官会合では、先端技術

分野における特許審査基準の整備や特許出願における誤訳の問題に関する知見の共有等を行う場として日ASEAN特許専門家会合を立ち上げることなどに合意した。2020年10月には第1回日ASEAN特許専門家会合が開催され、JPOの審査ハンドブックに掲載されたAI関連発明の審査事例を活用した議論や、特許出願における誤訳の問題に関する認識の共有が行われた<sup>4</sup>。

また、JPOは、ASEAN各国の特許庁職員等を対象とした途上国向け知的財産研修や、専門家派遣等を通じた協力も実施している。ASEAN10カ国からの途上国向け知的財産研修における修了生の数は延べ約4,300名に上る（2021年3月時点）。

1 2019年は米国：約19.8%、中国：約19.1%、ASEAN：約15.1%、EU：約11.6%、韓国：約6.6%。

財務省貿易統計：[https://www.customs.go.jp/toukei/suui/html/time\\_latest.htm](https://www.customs.go.jp/toukei/suui/html/time_latest.htm)

2 2020年の調査では中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域の上位10カ国中6カ国がASEAN諸国で占められている。

株式会社国際協力銀行「海外事業展開調査」：<https://www.jbic.go.jp/ja/information/research.html>

3 経済産業省「海外事業活動基本調査」：<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00550120&kikan=00550&tstat=000001011012>

4 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/102701.html>



## ②ASEAN全体の取組

ASEANは、2015年11月の第27回ASEANサミットにおいて、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目指とした「ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025」を採択した[3-1-10図]。また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力（ASPEC：ASEAN Patent Examination Co-operation）プログラムを2009年6月より開始している。これは、出願人がASEAN諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている<sup>1</sup>。

## (2) ASEAN各国と我が国との関係／ ASEAN各国の取組

JPOとASEAN各国の特許庁は、特許分野の協力などを通じて協力関係を構築してきた。また、ASEAN各国においては、手続のデジタル化、ハー

グ協定、マドリッド協定議定書など国際条約への加盟などの取組が進展している。

## ①インドネシア

JPOは、インドネシア知的財産総局（DGIP）との間で、2013年6月に特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始し、2014年8月には、実体審査能力の強化やPPHの府内運用支援を含む協力覚書に署名し、協力を行ってきた。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）による「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」の一環として、2015年12月から2020年12月までJPO職員がJICA専門家としてインドネシアに駐在し、インドネシアの状況や需要に応じた協力を行ってきた。2021年度も、新たなJPO職員がJICA専門家としてインドネシアに駐在し、特許審査の品質向上等に向けた協力をを行っている。

インドネシアでは、2020年11月に雇用創出関連オムニバス法が公布・施行され、特許法第20条における発明実施の態様として輸入やライセンス供与が追加される等の特許法・商標法の改正が行われた。また、DGIPとJPOは、2021年1月から、PPH試行プログラムにおいてPPH MOTTAINAIを利用可能とした<sup>2</sup>。

3-1-10図 【ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025の概要】

4つの観点で戦略目標を分類	知財庁の強化とASEAN地域におけるIPインフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備
具体的な取組み例)	✓ ワークロードと重複的な活動の軽減のためのワークシェアリングの拡大 ✓ 特許及び意匠審査マニュアルの更新・作成
複数の地域的知財プラットフォームとインフラの整備	具体的な取組み例) ✓ 技術移転オフィスや電子特許図書館を含む、総合知財サービスの新しいネットワークの開発 ✓ ASEAN知財ポータルの運用体制の一元化と改善
ASEAN知財エコシステムの拡大	具体的な取組み例) ✓ ASEAN知財ネットワーク(知財、司法、税関及びその他の執行機関)の設立
資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化	具体的な取組み例) ✓ 中小企業及びクリエイティブ産業への支援整備を含め、知財の保護と活用を促進するための知財に対する意識と敬意の向上

(資料) JPO作成

1 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。2021年3月までに804件の申請があったと公表されている。

<https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics>

2 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_indonesia\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_indonesia_highway.html)



## ②マレーシア

JPOは、マレーシア知的財産公社（MyIPO）との間で、2014年10月にPPH試行プログラムを開始し、さらに、2019年10月には特許審査基準の策定・改定に向けた知見の共有を含む協力覚書に署名するなど、協力関係を築いてきた。

また、2020年10月1日からJPOとMyIPO間のPPHは本格実施へ移行し、PPHの実施期間が無期限となった<sup>1</sup>。さらに、MyIPOは、ハーグ協定への加盟に向けて意匠法の改正案を検討しており、今後の動向が注目される。

## ③フィリピン

JPOは、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）との間で、2012年3月にPPH試行プログラムを開始し、さらに、2015年5月には特許審査官の育成協力を含む協力覚書に署名するなど、協力を進めてきた。

また、2021年3月12日からJPOとIPOPHL間のPPHは本格実施へ移行し、PPHの実施期間が無期限となった。本格実施への移行と併せて、IPOPHLが作成した国際段階成果物（ISA見解書、IPEA見解書、IPER）を利用して日本にPCT-PPH申請を行うことも可能となった<sup>2</sup>。

IPOPHLの最近の取組の一つとして、出願・登録・出願状況の照会などを行えるモバイルアプリ「IPOPHL Mobiliz」の配信を2020年10月に開始したことが挙げられる。

## ④シンガポール

JPOは、シンガポール知的財産庁（IPOS）との間で、2009年7月よりPPH試行プログラムを実施しており、2014年8月には、審査官協議による実体審査能力の向上や、新規採用された特許審査官の育成支援を含む協力覚書を交わすなど、協力を進めてきた。

2020年8月、JPOはIPOS主催の知的財産セミナー（IP WEEK @SG）に参加するとともに、そ

の関連イベントとして「Avoiding Pitfalls in Startup Growth : An IP Perspective」をテーマとした特別セッションを開催した<sup>3,4</sup>。

また、2020年5月に開催されたWIPO加盟国総会において当時IPOS長官であったダレン・タン氏が次期WIPO事務局長に任命され、2020年10月に就任した。

## ⑤タイ

JPOは、タイ知的財産局（DIP）との間で、2014年1月にPPH試行プログラムを開始し、2015年5月には、特許審査実務の効率化、審査官の育成協力を含む協力覚書を交わして協力関係を築いてきた。

DIPでは、特許出願の18か月公開制度の導入・特許審査請求可能期間を出願から3年以内とすること・意匠権保護期間を最大10年から15年に変更すること等を含む特許法改正（意匠パートを含む）が検討されており、2020年9月から10月にかけてパブリックコメントの募集が行われた。

## ⑥ベトナム

JPOは、ベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam）との間で、2016年4月に特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始し、2018年2月には、協力覚書を改訂し、特許審査の迅速化・質の向上に向けた共同ワーキンググループを設立するなど、協力を進めてきた。当該ワーキンググループでは、特許審査におけるPPH運用、人材育成、品質管理の観点から議論が行われている。また、2021年4月からはJPO職員がJICA専門家としてベトナムに駐在し、特許審査の品質向上等に向けた協力を実施している。

IP Viet Namでは、特許の拡大先願規定の追加、部分意匠に関する規定の追加、商標の保護対象として音の商標の追加等を含む知的財産法改正が検討されており、2020年12月から2021年1月にかけてパブリックコメントの募集が行われた。

1 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_malaysia\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_malaysia_highway.html)

2 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_philippine\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_philippine_highway.html)

3 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202008/082801.html>

4 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202008/082602.html>



## ⑦その他の諸国の動向/取組

- ・ブルネイ、カンボジア、ラオス（審査結果の活用）

JPOは、ブルネイ知的財産庁（BruIPO）との間で、我が国の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）」を実施している。

また、カンボジア工業科学技術イノベーション省（MISTI）やラオス科学技術省（MOST）知的財産局（DIP）との間で、我が国の審査結果を活用して実質的に無審査で迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」を実施している。

なお、MISTIは米国特許商標庁（USPTO）との

間でも特許に関するワークシェアリングの取組を開始予定であることが2020年11月に公表された<sup>1</sup>。

## ・ミャンマー（知的財産庁の設立支援）

JPOは、2015年からJICA専門家として駐在員1名を派遣し、ミャンマーにおける知的財産庁設立、業務フロー確立、人材育成、知的財産の普及啓発支援を継続してきた。

2020年10月には、新たに設立されるミャンマー知的財産庁が、既存の登録法により登録済の標章、または、ミャンマー国内で実際に使用されている未登録標章に基づく商標出願の優先受付を開始し、知的財産庁として一部オープンした<sup>2</sup>。

## 8. インドにおける動向

近年、インドの急速な経済成長に伴い、我が国企業の進出が増加している。現在、我が国からインドへの特許出願は年間約4,800件にのぼり、インドにおける全特許出願に対して約1割を占めるなど、我が国とインドの経済的な結びつきが拡大しており、我が国からインドへのビジネス展開を、知的財産の側面から支援することが求められている。

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局（CGPDTM）の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

知的財産分野における両国間の協力を深化することを目的として、2015年6月に、日本国特許庁（JPO）とCGPDTMの上位官庁に当たるインド商工省産業・国内取引振興局（DPIIT）の前身であるインド商工省産業政策・振興局との間で産業財産分野における協力覚書を締結した。そして、JPOは、CGPDTMにおける特許審査官増員時に研修提供等の支援を実施するなど、インド当局の審査能力向上に資する協力を継続して行ってきた。また、我が国企業がインドにおいて特許を迅速に

取得できる環境を整備するため、JPOは2019年12月より世界に先駆けてインドとの間で特許審査ハイウェイ（PPH）<sup>3</sup>試行プログラムを開始している。

また、JPOとDPIITは、知的財産分野における両国の協力関係の継続及び強化を目的とした日印知的財産評価会合を2017年より開催している。2021年3月には、第4回日印知的財産評価会合<sup>4</sup>を実施し、2019年に署名したアクションプランに基づく協力事項の進捗を評価するとともに、今後の更なる協力関係の継続及び強化について共同声明を採択した。

1 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-and-cambodian-ip-office-announce-landmark-worksharing-agreement>

2 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/100101.html>

3 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_india\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html)

4 <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210316002/20210316002.html>



## (2) 近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する“Make in India”構想を打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、“Start-up India”構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策<sup>1</sup>では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決<sup>2</sup>等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。また、2020年10月には改正特許規則が施行され、実施報告書の提出に関する手続の簡素化が図られている。

一方で、2021年4月には、審判改革条例の公布によりインド知的財産審判委員会（IPAB）を含む5つの審判所が即時廃止される<sup>3</sup>など、審判制度に関しては不安定な状況が続いている。

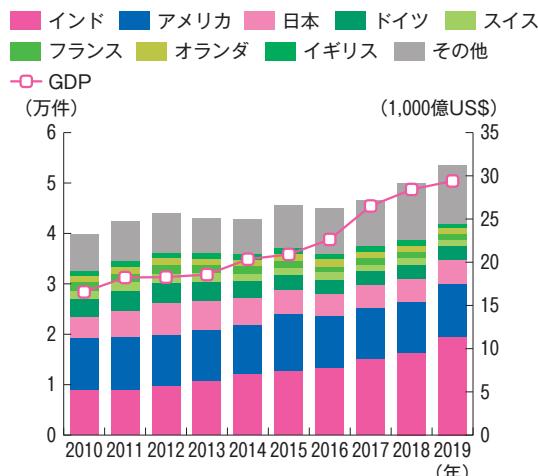
## (3) インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長と共に特許出願件数が急速に増加した結果〔図〕、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間（First Action期間）の長期化が課題となっていた。これに対し、

CGPDTMは、早期審査制度の導入や新人審査官の一括採用などの審査処理促進に向けた取組を行い、一時期4～5年と長期化していたFirst Action期間は現在10～26ヶ月まで短縮されている<sup>4</sup>。また、CGPDTMは、特許協力条約（PCT）で規定される国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として、国際出願の国際調査報告書・国際予備審査報告書の作成を行っており、報告書の品質管理の向上に注力している。

商標については、100名の商標契約審査官の採用等によりFirst Action期間を1ヶ月まで短縮する目標を達成するなど一定の成果をあげている。その一方で、異議申立件数が増大するなどの新たな課題が生じている。

3-1-11図 【インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(出典) 出願件数: WIPO統計、名目GDP: 世界銀行

1 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/national\\_ip\\_20160512\\_201606jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_ip_20160512_201606jp.pdf)

2 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2016/b144db8e9cdd07f3/rP\\_in\\_tradingtrial\\_report\\_201608.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/b144db8e9cdd07f3/rP_in_tradingtrial_report_201608.pdf)

3 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/asia/2021/in/20210406.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2021/in/20210406.pdf)

今後の国会審議において承認が得られなかった場合、審判改革条例の効力は失うこととなる模様。

4 <https://dipp.gov.in/whats-new/achievements-ministry-commerce-and-industry> (スライド16)



## 9. ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁（Rospatent）の各種取組について紹介する。

### (1) 我が国との関係

日本国特許庁（JPO）は、Rospatentとの間で、2009年5月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行、2010年3月から審査官協議をそれぞれ開始している。2016年12月には、産業財産分野における協力深化を目的とする協力覚書に署名した。

JPOは2019年10月に開催された第23回Rospatent年次総会で品質に関する取組について講演を行い、2020年10月に開催された第24回Rospatent年次総会においてもオブザーバーとして参加した。さらに、2020年12月には、オンライン形式にて審査官協議を実施した。

### (2) 近年の知的財産政策の動向及びRospatentの取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関（WTO）加盟が承認され、2012年8月に正式なWTO加盟国となった。知的財産分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部<sup>1</sup>に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開

始した。知的財産関連訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審及び破毀審（第3審）としての役割を果たしている。

また、2016年2月、Rospatentと欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

Rospatentが認定するロシアの科学・教育機関を利用して、発明及び実用新案の出願に対する予備的な情報検索及び予備的な特許性評価を行う手続を導入するための民法典第四部の改正法が、2020年7月31日に公布された<sup>2</sup>。これにより、出願人は、任意で予備的情報検索サービスを利用することができるようになり、当該予備調査及び予備的な特許性評価の結果は、出願の実体審査を行う際にRospatentによって考慮されることとなる<sup>3</sup>。

さらに、2017年11月、ロシア政府は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟書を世界知的所有権機関（WIPO）事務局長に寄託した。これにより、ロシアは1999年改正協定の53番目の加盟国、及びハーグ制度の67番目の加盟国となった。

そして、ユーラシア特許庁（EAPO）加盟地域の広域意匠制度である意匠保護におけるユーラシア特許条約の議定書について、2021年3月以降順次批准した各国での発効が予定されているところ、ロシアは、同年1月に批准書をWIPOに寄託している。

1 民法典第四部和訳：[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/russia-minpou\\_no4.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/russia-minpou_no4.pdf)

2 <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202007310022>

3 <https://rospatent.gov.ru/en/news/putin-podpisal-zakon-ob-autsorsinge-31072020>



## 10. 中南米における動向

中南米諸国は、近年、急速に経済成長しており、6億人を超える人口を抱える巨大な消費市場かつ若い労働者が溢れる生産市場であることから我が国企業の進出が増加している。そのため、各において我が国企業の知的財産が保護され、安定的に輸出・投資ができるビジネス環境の整備が求められている。

本節では、BRICSの一角であるブラジルを中心に中南米主要諸国と我が国との関係などについて紹介する。

### (1) ブラジル

#### ① 我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）とは、知的財産分野での両国の協力関係を強化する目的で、2010年4月に、産業財産分野における協力覚書を締結し、様々な協力を実行してきた。

2017年8月には、両庁の協力を更に拡大すべく、審査官交流や特許審査ハイウェイ（PPH）を含む実体審査における協力を拡充した改定協力覚書を締結している。JPOは、この協力の枠組みの下、知財専門家のINPIへの派遣（2017年12月、2018年9月、同年12月）、INPI特許審査官向け技術研修のブラジルでの開催（2019年11月）などを実施した。また、JPOが提供する研修にブラジルからも研修生を迎えるまで220人が修了している。

両国間のPPH試行プログラムは、2017年4月の開始当初には申請対象となる技術分野や申請件数等に制限が設けられていたが、2019年12月より技術分野の制限が撤廃され、2021年1月より一出願人当たりの申請件数が月1件から週1件に緩和されるなど<sup>1</sup>、よりユーザーフレンドリーな改善がなされている。

さらに、我が国とブラジルの間の官民による情報交換、ビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進及び産業協力を目的とした日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、知的財産分野の協議が行われている。また、2020年12月に

INPIが設立50周年を迎えた際には、JPOから祝意を伝えると共にこれまでの両庁の知財分野における協力を紹介したビデオメッセージを送る<sup>2</sup>など、両庁間の関係深化に努めている。

#### ② 近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の取組

INPIは、2018年1月に審査の処理件数について具体的な数値目標を定めた年間行動計画を発表し、2019年7月時点で約16万件存在したバックログ（審査の順番待ちをしている特許出願）を2021年までに20%まで減少させることを目標に、各国特許庁とのPPHの拡大や、他国審査結果の活用などの取組みを行っている。これらの取組の結果、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間（First Action期間）は約3.6年（2020年時点）<sup>3</sup>となり、バックログは減少しつつある。

また、2020年に、知的財産の知識の普及を奨励し、統制された国家知的財産制度を実現することを目的とした国家知的財産戦略が策定される<sup>4</sup>など、知的財産制度の強化を促進する取組も進められている。

### (2) その他の中南米主要諸国

#### ① メキシコ

JPOはメキシコ産業財産庁との間で、1996年からJPOが実施する研修を提供するなど協力関係を深めてきた。2011年7月にはPPHの試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行している。

1 <https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210104003/20210104003.html>

2 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202012/120801.html>

3 [https://www.gov.br/inpi/pt-br/governanca/planejamento-estrategico/arquivos/documentos/09-11-2020\\_2052\\_3arevisao\\_pa2020\\_v-final\\_2-vexecutiva.pdf](https://www.gov.br/inpi/pt-br/governanca/planejamento-estrategico/arquivos/documentos/09-11-2020_2052_3arevisao_pa2020_v-final_2-vexecutiva.pdf)  
(9ページ)

4 <https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/cerimonia-marca-50-anos-do-inpi-e-lancamento-da-estrategia-nacional-de-propriedade-intelectual>



また、2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。2018年6月には、この協力覚書を改定し、PPHを含む実体審査における協力、両庁間の産業財産権情報データの交換等に関する協力事項を拡充している。

## ②アルゼンチン

JPOはアルゼンチン知財庁との間で、2015年からJPOが実施する研修を提供するなど協力関係を深めてきた。2015年10月には、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名しており、2017年4月よりPPHの試行を開始した。また、2016年より我が国とアルゼンチンとの間で、官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日亜貿易投資合同委員会を開催しており、その中で知的財産分野においても協議が行われている。

## ③コロンビア

JPOはコロンビア知財庁との間で、1999年からJPOが実施する研修を提供している。また、2014年8月には協力覚書に署名しており、同年9

月よりPPHの試行を開始している。

## ④チリ

JPOはチリ産業財産庁（INAPI）との間で、1996年からJPOが実施する研修の提供を開始し、2016年10月には、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進を主とした協力覚書の署名を行うなど、知的財産分野における協力関係を深めてきた。また、2020年10月には、長官会合を通じて両庁における重点的な取組等について認識を共有することで、両庁間の関係深化に努めている。

チリ国内における動向としては、2020年7月にグローバルPPHに参加した。また、マドリッド協定議定書への加盟に向けた取組も進められている<sup>1</sup>。

## ⑤ペルー

JPOはペルー国家競争・知的財産保護庁（INDECOPI）との間で、1996年からJPOが実施する研修を提供するなど、協力関係を深めてきた。また、2017年11月よりPPHの試行を開始している。2020年10月には、長官会合を実施し特許審査及び商標審査に関する講義の開催依頼など両庁間の協力関係について議論した。

# 11. 中東諸国、アフリカにおける動向

中東諸国では、エネルギー産業に依存しない経済体制の構築に取り組む動きが顕著に見られる。

また、アフリカでは、2021年1月にアフリカ大陸自由貿易圏設立協定の運用が開始され、約13億人の共通市場が誕生しつつあり、世界の注目を集めている。

このような状況の中、我が国企業等の活動が円滑に実施できるよう知的財産が中東・アフリカにおいて迅速・円滑に確保され適切に保護される環境整備が求められている。

本節では、我が国との関係に加え、中東、アフリカ各国・地域における近年の知的財産政策の動向及び各国特許庁の各種取組について紹介する。

1 <https://www.inapi.cl/sala-de-prensa/detalle-noticia/comision-de-relaciones-exterioras-del-senado-aprueba-por-unanimidad-protocolo-de-madrid-relativo-al-registro-de-marcas>



## (1) 我が国と中東との関係／中東各国の取組

JPOは、中東各国の知的財産環境の整備のため、中東各国が抱える課題に応じた協力として、途上国向け知的財産研修の提供や中東各国への審査官派遣を行うことを通じて、中東各国の知的財産制度を担う人材の育成等を支援し、協力関係を深めてきた。

### ① 湾岸協力理事会（GCC<sup>1</sup>）

2021年1月に開催された第41回湾岸協力会議首脳会議において、新規特許出願の受付を停止したことを発表した。今後、GCC各国で特許権が必要な場合には、各国への直接出願またはPCT経由による特許権取得が必要となる見込みである。

### ② サウジアラビア

我が国とサウジアラビアは、戦略的パートナーシップの新たな羅針盤として2017年に「日・サウジ・ビジョン 2030」を策定し、知的財産を含め幅広い分野で多くの協力事業が進展してきた。

2019年10月、サウジアラビア関係閣僚の参加を得て開催された第4回日・サウジ・ビジョン 2030閣僚会合において、幅広い分野での協力プロジェクトの進展や知的財産分野に関する協力を含む具体的なアクションが、「日・サウジ・ビジョン 2030 2.0改訂版<sup>2</sup>」として取りまとめられた。

この機会に署名された知的財産分野に関する協力覚書に基づき、2020年1月から特許審査ハイウェイ試行プログラムが開始され、また、2020年11月には、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）の特許審査官を対象に、国際研修指導教官による研修をオンライン形式で実施した。

## (2) 我が国とアフリカとの関係／アフリカ各国・機関の取組

特許庁は、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）<sup>3</sup>、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関（OAPI）<sup>4</sup>という二つの広域特許庁及びアフリカ各国との協力を進めており、各国の知的財産制度を担う人材を育成するため、途上国向け知的財産研修の提供やFunds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global）を通じた協力をを行っている（第3部第2章3.途上国等に対する取組を参照）。

### ① ARIPO及びOAPI加盟国全体

2020年2月、スタートアップにおける知財の重要性の認識共有や、スタートアップ及び中小企業支援施策立案への寄与を目的とし、アフリカの政府機関及びスタートアップを招き、「アフリカスタートアップ知財支援セミナー」をWIPO及び日本貿易振興機構（JETRO）と共に開催し、スタートアップ支援事例を含む知財活用ベストプラクティスを紹介した。また、アフリカでの事業展開を目指す日本企業とアフリカのスタートアップとのマッチングを目的として、ビジネスセミナーと個別商談会を併せて開催した。



【セミナー参加者との写真】

1 正式名称は、「Cooperation Council for the Arab States of the Gulf」。「Gulf Cooperation Council（GCC）」という略称が用いられることが多い。湾岸諸国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）において、1998年より広域特許庁としての湾岸協力理事会（GCC）特許庁が設けられ、加盟国全てで有効なGCC特許法を制定している。一方、商標についても、GCC商標法を制定しているが、同法はサウジアラビア、バーレーン、オマーン、クウェートにおいてのみ施行されている。

2 <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191024005/20191024005.html>

3 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）：加盟国（20か国）は、ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スードン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

4 アフリカ知的財産機関（OAPI）：加盟国（17か国）は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ。



## ②ARIPO

2020年11月、ジンバブエの首都ハラレにて開催されたARIPO第44回執行評議会<sup>1</sup>のオープニングセッションで、糟谷長官によるビデオメッセージを発信し、ARIPO及び加盟国との緊密な協力関係を維持、発展させ、アフリカ全体の自律的かつ持続的な成長に必要な協力を進めるなどを表明した。



【ARIPO執行評議会へのビデオメッセージ】

## ③OAPI

2020年12月、トーゴの首都ロメにて開催されたOAPI第60回執行評議会のオープニングセッションで、糟谷長官によるビデオメッセージを発信し、OAPI及び加盟国との緊密な協力関係を維持、発展させ、アフリカ全体の自律的かつ持続的な成長に必要な協力を進めるなどを表明した。

## ④モロッコ

2021年2月、モロッコ工商業所有権庁(OMPIC)の特許審査官を対象に、国際研修指導教官による研修をオンライン形式で実施した。さらに、2021年4月から特許審査ハイウェイ試行プログラムを開始した。



【イントロダクションの様子】

<sup>1</sup> 加盟20カ国の知財担当大臣、知財庁長官級が一堂に会し、ARIPOの活動方針・計画について議論を行う会議であり、年に一度開催。